

第3回山形県公文書管理条例検討委員会議事概要

- ・ 日 時／平成30年12月27日（木） 10:00～11:40
- ・ 場 所／県庁701会議室
- ・ 出席者／委員 伊藤委員、和泉田委員、小林委員、吉野委員、依田委員、渡辺委員
（全員出席）
事務局 総務部長、改革推進監、学事文書課文書法制主幹 ほか

1. 開 会

- 第3回山形県公文書管理条例検討委員会を開会

2. 挨 拶

- 総務部長が挨拶した。

3. 協 議

(1) 前回の論点整理等について

- 前回の論点整理等について、事務局が説明を行った。
- 各委員からの質問や意見に、事務局が回答した。

(依田委員)

- ・ 既に条例を制定している他の県では実施機関のみが研修の主体となっているが、これから条例を制定する予定の滋賀県と高知県では、移管を受ける側である知事も研修の実施主体となっている。今回の案で、山形県でもそのようにされるということで、大変結構なことだと思っている。
- ・ その上で、研修の重要性に関連して、法務省職員が公文書管理法を知らずに、廃棄の同意を得る前に7千件の公文書を廃棄してしまったと、2週間前に新聞で大きく報じられていた。法が施行されて7年以上経っている現在でも、国の職員でも法を理解していないという事例があるので、山形県ではそういうことがないように充実した職員研修を行っていただきたい。

(和泉田委員)

- ・ 地方独立行政法人の現用文書については、情報公開条例の対象になっているが、公文書管理条例に地方独立行政法人も含めることになると、歴史公文書も利用請求の対象になるということで、整合性がとれるので良いのではないかと。

- ・ 利用決定期限について、最初は利用決定まで時間がかかるのは理解できるが、将来的には体制を整えて、情報公開条例と同様の 15 日以内に短縮できるよう何か工夫をしていただきたい。

(事務局)

- ・ 地方独立行政法人に公文書管理条例の適用を受けることについて照会をしており、酒田市、山形県・酒田市病院機構、保健医療大学からは同意をいただいている。米沢栄養大学については現在照会中である。
- ・ 利用決定期限については、情報公開条例は、料金を安くしたり、利用決定期限を 30 日から 15 日にしたり、何度も改正を行い利用しやすい形にしてきた。今後、運用していく上で、サービスを向上していくことが可能になれば、将来は、条例改正も有り得るのではないかと考えている。

(渡辺委員)

- ・ 保存期間延長時の対応について、委員会で全て確認するのではなく、規定を作ってくださいということで、現実的かつ実効的な対応ということではあるのではないかと考えている。
- ・ 「もの」(を使用する場合)の解釈について、了解した。
- ・ 利用決定通知の際の理由の提示については、規定があるのは東京都くらいという話だったが、島根県でもあったと思う。規定があるのが少数であり、是が非でも入れる必要があるわけではないが、行政処分において理由が十分に提示されているかというところについては、ぜひ庁内でも研修していただいて、行政で説明を行っていくというところを示していただければと思う。
- ・ 刑事訴訟に係る書類等の取扱いについても、整理していただきありがたい。

(吉野委員)

- ・ 公文書管理に関する研修については、研修内容を理解したかを試験するくらいの厳しい気持ちでないと、廃棄をするときに正しい判断をすることができなくなる。研修を行うだけでなく、最低限廃棄については、全員が把握する仕組みを考えていただきたい。実際どういう基準でどう保管するのか、表を見て行ったことがあるが、そこで判断が狂えば保存期間が 10 年 20 年狂ってしまうため、厳しくやっていただければありがたい。公文書管理の要点はそこにあると考えているので、検討いただきたい。

(事務局)

- ・ 試験を行うことは難しいが、職員の一人一台パソコンでアンケート調査を行うことで、どこまで理解しているか集計することができる。実際、色々な課でアンケート調査を行っているので、文書管理についてもそのような手法も考えていきたい。

(伊藤委員長)

- ・ 大変重要なお指摘だと思う。アンケートやチェックリスト等があっても良いと思うので、検討いただきたい。

(依田委員)

- ・ 行政文書の保存期間延長について、県では今後規程を整理されていくと思うが、国の場合、政令で延長できる場合が決まっており、それが各実施機関の文書管理規程にも反映されている。国では、保存期間を延長した場合には総理に報告し、公表することになるので、自由自在に延長できるわけではない。県でもこのような規程を作っていただきたい。

(事務局)

- ・ 他県の例では、条例の下の公文書管理規程で、延長した場合の延長理由について、内部チェックを行う規定を設けているところもある。本県においても、来年度、公文書管理委員会に諮り御判断いただければと考えている。

(2) 条例骨子案について

- 条例骨子案について、事務局が説明を行った後、委員が意見等を述べた。意見交換の後、事務局案のとおり了承された。

<委員の意見等>

(小林委員)

- ・ 公文書と個人管理文書の区別について、今、説明いただいた方向でしっかり進めていただきたい。
もう一つ確認で、前回の会議でも出たようだが、条例骨子案の2ページ、公文書の定義の除外規定において、図書館、博物館などを除くということは、直接管理されているからという理解でよろしいか。

(事務局)

- ・ そのとおり。

(小林委員)

- ・ それ以外の現有施設、一般の利用施設にはこの条例が適用されるのか。

(事務局)

- ・ 他県では、大学の図書館などを想定している。本県の場合は、直営の大学は

ないが、法人の大学の図書館などで特別に管理して、一般の利用に供していれば、その管理に任せた方がよいと考えている。今のところ、県の施設では、図書館と博物館しか想定されるものがないが、将来的にそういったものが出てくれば検討していきたい。

(小林委員)

- ・ 特別な管理の意味合いだが、公の施設も含んでいるという意味か。

(事務局)

- ・ 県の管理する公の施設も、そういった対象があれば、含まれる。

(小林委員)

- ・ 特別な管理をしているということは、一定の決まりを持っているということだと思うが、その中には公文書の適正管理についてもうたっていると解釈してよいか。

(事務局)

- ・ そのとおり。

(総務部長)

- ・ 公の施設であれ、直営の施設であれ、何らかのルールがあって特別の管理をされているものがあれば、この除外規定に含み得るが、条例の適用において、そういった施設に該当するかどうかは、図書館と博物館の他、規則で定める施設としており、規則で定めない限りは、他とは違う管理をしていても、適用除外にはならないということ。規則で定めようとする施設は、事務局からの説明のとおり特にないので、図書館・博物館以外の全ての施設は、いろんな管理の種類があると思うが、この条例が適用されると考えている。

(小林委員)

- ・ 図書館も指定管理者制度がいずれ適用になると聞いているが、将来的に運営の民営化が進むことが想定される。現在、山形駅西に作っている新しい文化施設も、一般の利用に供する施設である。新しく施設もでき、民営化の動きも広がってきた場合、その中には重要な決定事項もあると思われる。この条例の趣旨を活かした文書管理・保存を実施していただきたい。より民営化が進むことを考えれば、適正な管理をこういった施設においてもお願いしたい。

(事務局)

- ・ 指定管理者の独自の文書について、この条例の対象にはなっていないことは、将来の課題と考えているが、県が作成した文書は県の所有になるので、その範

囲で対象になる。

(吉野委員)

- ・ 前回の会議においても、依田委員から御意見が出たが、資料8の2ページの公文書の定義の除外規定の特定歴史公文書に、「等」を付けてはどうか。「等」を入れることで、特定歴史公文書以外の重要な行政文書も収容できる。広く長いスパンで考えると、鳥取県のように、県知事などから文書が出て来るかもしれないことを考え、「等」を入れることを改めて検討していただきたい。

今後、何か文書が出てきたときに、その文書を救うことができると思う。歴史に関わる人間として、ぜひ検討していただきたいと思う。

(事務局)

- ・ ただいまの御意見は、個人や団体からの文書の寄贈や寄託についての話だが、他県では、個人が所有している県の公文書や歴史公文書のように価値のある文書を公文書と一緒に活用することに意義がある場合、県が引き継ぎ管理・保管する仕組みを作っている例がある。どれくらい膨大な文書が出て来るかわからないというところがあり、今後移転する予定の公文書センターも収蔵数が5,000冊ぐらいしかないため、将来の「公の施設」化の検討の際に、寄託や寄贈について併せて検討したいと考えている。

(渡辺委員)

- ・ 電子文書の管理についての詳細は、新しい文書管理システムが導入されてから決めるのか。

それから、システム導入前は、基本的に紙に出力して管理するという話だったが、出力して管理する文書の範囲についても、基準等を策定する予定なのか。

もう一点、資料8の「第2公文書の管理」の「1作成」に定める作成義務のある文書において、処理に係る事案が軽微なものは除かれているが、どういう場合を想定しているのか伺いたい。

(事務局)

- ・ 電子文書管理システムについては、見える化委員会からも提案があり、来年度から検討を開始する予定である。システムが導入されれば、電子文書の管理もシステム内で管理していけると考えているが、現段階では、例えばメールの場合、印刷したものを管理するルールを定めているが、パソコンの共有フォルダに入れるとか、個人のフォルダを設定する等のルールを決めなければならないと考えている。現在、政府が検討している電子文書のフォルダ管理のルールも参考にしながら、システムが導入されるまでは、そういったルールを定めて適正に管理していきたいと考えている。

それから、作成義務の範囲については、公文書管理法に基づいて、政令と各

規則の方に詳細が定められているので、それに準じた形で、定めをしていきたいと考えている。

また、軽微なものがどういったものかということは、例示をする等、わかりやすい形にできればと考えている。

(渡辺委員)

- ・ 確認だが、処理に係る事案自体が軽微かどうかという判断基準なのか。それとも、処理行為自体の軽微さということなのか。

(事務局)

- ・ 公文書の管理・保存の趣旨は、事後に政策の判断を検証できるようにすることであり、後から見返す必要が出て来るようなものは保存する必要があるが、一時的なもので、後から見返す必要がないというものは、軽微なものに該当すると考えている。

(総務部長)

- ・ 直接の答えとしては、事案が軽微かどうかということ。ただし、その判断を行政、当事者が行う場合に、その範囲が不当に広がりかねないという懸念は当然あるわけなので、それをきちんと限定するため、先程の事務局の説明のとおり、内規を定め、例示等によりわかりやすくして、それ以外のものは軽微なものに該当しないことを、世の中にも、行政内部においても明らかにしていくという趣旨である。

(依田委員)

- ・ 資料8の7頁、公文書管理法の第10条3項では、「行政機関の長は文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、同意を得なければならない」と定めており、その上で内閣総理大臣から公文書管理委員会に諮問することになるが、山形県の条例案には協議の規定がなく、規則を設けるときは、実施機関が委員会に諮問して同意を得ることとされている。他県では、規則を設けるときに知事に協議して同意を得るとしている例もあるが、山形県では、公文書管理委員会に諮問すればよいということにしたのだと思う。そこで、各実施機関が行政文書管理規則を設けようとするときに、規則の統一性をどう確保するのか、どういう規程を盛り込んでいくのかを考えた時、国の場合は文書管理規則のガイドラインを作り、それに則って各行政機関が規則をつくることになっている。山形県の場合は、各実施機関が作る規則を、どう作ってもらおうと考えているのか、聞かせていただきたい。

(事務局)

- ・ 現在も、各任命権者単位に文書管理規則をつくっているが、知事部局の文書

管理規程を基本に、それに準じた形につくっている。あるいは、知事部局の文書管理規程の例によるとして、包括的に準用して運用している。ガイドラインを作ることは、今後検討させていただくが、知事部局の文書管理規程に準じて作れば十分であるということであれば、改めてガイドラインを作る必要はなく、やはりガイドラインを示してもらいたいということであれば、お示しすることも考えている。

(和泉田委員)

- ・ 骨子案全体について、見える化委員会の改善案を、条例案にどれだけ反映しているかという観点で見直した結果、3つの質問がある。

まず、資料8の4ページ、国の公文書管理法第4条の規定に準ずる権限的な条文を設けるということで、柱書において、文書を作成しなければならない事項を例示しているが、国の場合の第二号に対応するもの、議会に諮る前とか、諮る必要がないものについての重要な政策決定をする部分について抜けている感じがする。既に質問があったかもしれないが、重要な政策決定についての事項を、条例案の(1)と(2)の間に入れればよいのではないかと思う。あるいは、抜いた経緯を知りたい。

それから、文書管理の改善取組計画の「(7) 文書の保存年限等の見直し」、「(8) 廃棄する場合の判断」において、「1年未満」の区分と「永年」の区分を新設するとの検証結果があるので、条例案に入れ込む必要はないのか。

また、「(10) 各部署におけるコンプライアンスのチェック」の改善案で、監査責任者を置いて、主務課できちんと管理されているか、毎年、監査を実施するとされているが、これに関して、資料9の6ページ「2管理状況の報告等」に、知事に報告しなければならないという表現があるが、ここにつながる部分は何か。

(事務局)

- ・ まず1点目、資料8の4ページ、公文書管理法第4条第2号の、閣議、行政機関の長で構成される会議又は省議について、本県の条例案を検討するにあたり検討したが、閣議や省議は、法令で置くことが定められているが、例えば、本県の部長会議などは、条例や規則で定められているものではなく、条例で規定することは難しい。本県の条例案では、第1号から第4号までの他、その他規程で定めることとしており、限定列挙しているわけではない。

見える化委員会における保存年限の提言については、文書管理規程、又は規則のレベルで決めることになるので、今後、公文書管理委員会に諮りながら、検討したいと考えている。

それから、コンプライアンスの部分、監査のところについても、知事に報告する規定は条例案に入っているが、実際に誰がどういった監査をするかといったことについても、同じく規則、規程の方で決める事項と考えており、見える

化委員会の提言を踏まえたうえで、公文書管理委員会に諮りたいと考えている。

(総務部長)

- ・ 若干、補足させていただくと、部長会議については12月議会で質疑があり、私も一部答弁しているが、部長会議とは、全ての部長が集まった会議であるが、報告や、資料を配布してイベントの情報共有等を行っている会議であり、法案や政策を決めているものではない。国の閣議とメンバーが似ているイメージはあるが、行っている内容は大分違うということが実態としてある。ただし、見える化委員会の報告において、議事録の作成やその公開については、年度内に検討することとしており、部長会議についてもその中で併せて検討することになっているので、何等かの記録を作っていく方向で前向きに検討することを答弁させていただいている。

(和泉田委員)

- ・ 第4条関係に関しては、国の公文書管理法では、法令の制定や重要な政策決定、それから処分基準や審査基準など、本質的な重要度のあるものを作っていくものであるので、限定列举でないとはいえ、そのような意思を条文に表す必要があるのではないかと考えるが、条例案では、重要な政策決定について例示がまったくない。本文に重要な政策決定と記述するということもあるかもしれないが、これは重要な点だと思う。あと、コンプライアンスに関しては、条例本文に反映することが重要だと思うが、前例もないようであり、急にこれから議論するのは難しいと思うので、今後の検討事項としていただきたい。

(事務局)

- ・ 重要な政策決定に関する事項は、必要なものであるので、条例の条文に反映することについて考えていきたい。

(依田委員)

- ・ 今後の課題として、公文書と個人文書の区別の問題であるが、現状では、個人文書であれば、机の中やパソコンの個人フォルダに入れておく、公文書であれば共用の書棚や共用のドライブに入れておくということで、管理面ではかなり区別できることをお伝えさせていただく。

それから、専門知識を持つ職員の確保について、前回の会議でもお話ししたが、国立公文書館ではアーキビストとはどういう人か、どのような職務を行い、そのために必要な知識・技能は何か、ということを検討していると申し上げた。先週ようやくそれが確定し、公表に向けて手続きを行っており、年明け早々にはホームページで公表できると思うので、全国の公文書館、地方自治体における職員の育成や採用に役立てていただければと思う。また、来年からは公的認証に向けて検討を進めていくので、その検討状況も随時見ていただければと思

う。

- ・ 条例を制定してから施行までの大きな問題として、どの公文書に移管するかという移管の基準作りがあるが、それにあたっては、他県でも行っているような有識者の意見を踏まえながら進めていただければと思う。その基準によって、どれだけの文書が移管になるか廃棄になるかが決まり、かなり重要なものになると思うので、その辺もじっくり検討していただきたい。

(伊藤委員長)

- ・ 今後の課題に含めていただきたい。これまでの各委員の御意見を踏まえ、条例案の策定を進めて欲しい。

(3) その他

(特になし)

<各委員の感想・意見>

(伊藤委員長)

- ・ 委員の皆様には3回にわたり活発に御審議をいただき、条例の骨子案をとりまとめることができ、感謝申し上げます。本委員会は今回で最後になるが、せっかくの機会であり、最後によりやく委員全員が集まって協議することができたので、3回の審議を通じての御感想、山形県の公文書管理に関して今後の取組みに期待すること等、一言ずつお話しをいただきたい。

(和泉田委員)

- ・ 今回の条例化にあたっては、公文書管理法の第4条にならい、実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関における経緯も含めた事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成し、適切に管理するという内容を条例に盛り込むことが非常に重要である。県民に対しても、これからパブリックコメントを行うと思うが、条例に関心を持っていただき、県の政策がどのように決まっていくのかを監視していただきたいし、県職員の方々も、このようなすばらしい条例を、他都道府県に先駆けて採用するという事で、政策を作る一員としての自覚と誇りを持っていただきたい。

(小林委員)

- ・ 3回のうち1回欠席し、2回出席させていただいたが、条例骨子案を見て私自身も勉強になった。一点お願いするとしたら、マスコミの立場から言うと、県の条例の文言は行政用語で、一般の県民の目から非常にわかりにくく、難し

いところがある。(条例を広報する際には) そういったところを一般の人にもわかりやすく伝える努力をしていただければと思う。

(渡辺委員)

- ・ 欠席した1回目の議事録を見せていただき、今まで考えたこともない視点を拝見し、非常に勉強になった。県民に対する説明責任を全うするというのがこの条例の究極の目的だと思うので、今後、詳細を詰めていき、案を定めるにあたって、これまでの御意見を中心に進めていただければと思う。

(依田委員)

- ・ 全国でこれまでに6県でしか公文書管理の条例が出来ていない中、山形県で条例を作るということはすばらしいことだと思う。現在、いくつかの県で条例を作る動きがあり、資料に出てきた滋賀県や、高知県のほかにもいくつかあるように聞いている。条例がある県や国でもこれまでにいろいろな問題や課題が出ているが、山形県では、それらを踏まえて、条例施行までの間に、ぜひ、いい制度を作っていただきたい。

(吉野委員)

- ・ 1つ目は、最初の会議で申し上げたが、大事な公文書がノーチェックのまま廃棄されたりする事例があるが、これから条例が制定され、公文書を人為的ではなく、システムとして取捨選択する基準が明らかになるので、いろいろな面でよいシステムを作っていただきたいと思う。もうひとつは、こういう条例を先進的に取り入れて、作っていかうことは、全国的にも進んだ取り組みであり、大変良いことだと思う。歴史学に係る人間として大変ありがたい話であり、県民としても、やはり山形はすごいと思う。感謝を申し上げる。

<総括>

(伊藤委員長)

- ・ 私は、公文書管理に関して専門ではないが、見える化委員会の委員長として、様々な勉強をさせていただきながら、条例制定を提言させていただいた。その責任を引き継ぎ、委員長として、皆さんの御意見を交通整理する役目に関らせていただいた。先程、和泉田委員からお話しいただいたように、見える化委員会の検証結果を含めて、皆さんから大変熱心に重要な点を、なかなか気づかない点を含めて御指摘いただき、それぞれの立場の専門性が非常に発揮され、委員会を進められたことを大変ありがたく思う。依田委員の御意見のとおり、条例の施行までの準備期間に為すべきことは多くあると感じている。規程や制度を作っていくこと、県職員に自覚を持っていただくという意味で、研修を先んじて進めていくこと等が重要である。小林委員の御意見のように、県民にわかりやすいかたちで、山形県が先進的に公文書管理に取り組んでいること、まず

条例を作り、今後このようなかたちで進んでいくことを、今後の見通しを含めて、伝えて欲しい。県民の皆さんに御理解いただき、関心を持っていただき、歴史公文書などを、様々な研究活動や文化活動、教育に活用していただけるよう、わかりやすく伝えていくことが大事である。メディアの皆さんにも御協力いただく必要があると思う。将来的に公文書センターを公文書館にしていくのかどうか、あるいは専門的な人材をどこまで県職員として採用できるのかといった、予算に係る問題であり、今後の県政そのものにも関る問題を、ぜひ、良い方向に進めていただきたい。そういう意味で、条例の骨子案ができたところまでが、最初の一里塚のようなものであり、委員の皆さんの御意見を踏まえて、進めていただくよう、よろしく願いしたい。県民の一人として今後も見守っていきたいと思う。本日の協議を終了するにあたり、皆さんに改めて御礼を申し上げます。

7. 閉 会 (終了 11 : 40)